

第2部

各論

第1章 健康づくりと保健医療体制の推進

健康寿命を延伸し、生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会を実現するためには、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを推進するとともに、糖尿病やがん等の生活習慣病対策の取組を充実していく必要があります。

また、地域包括ケアの視点に立った在宅療養体制や、疾病・事業ごとの医療連携体制を推進し、住民が質の高い医療・介護サービスを一体的に受けながら、地域で安心して暮らせる体制を整備することが求められています。

第1節 保健・医療・福祉の連携

現状と課題

保健・医療・福祉等多機関が連携した地域共生社会の実現

- かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在していました。その後、工業化に伴う人々の都市部への移動、個人主義化や核家族化、共働き世帯の増加など社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する目的で、高齢者、障害者、子供などの対象者ごとに公的支援制度の整備が図られ、人々の暮らしを支えてきていました。
- しかし、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まっています。人と人とのつながりが弱まる中、支え合いを再構築することで、様々な困難な状況に直面した場合でも、地域の中で孤立せずにその人らしい生活が送れるような社会としていくことが求められています。
- また、人口減少は、地域社会における社会経済の担い手の減少を招き、地域の空洞化や活力の減少など、様々な課題を顕在化させています。人口減少を乗り越える上で、社会保障や産業の分野を超えた連携で、地域社会全体を支えることが、これまでも増して重要となっています。
- さらに、対象者別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯で複数の課題を抱え、複合的な支援を要する状況がみられることから、分野を超えて総合的、包括的な支援を提供する仕組みが必要です。

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料

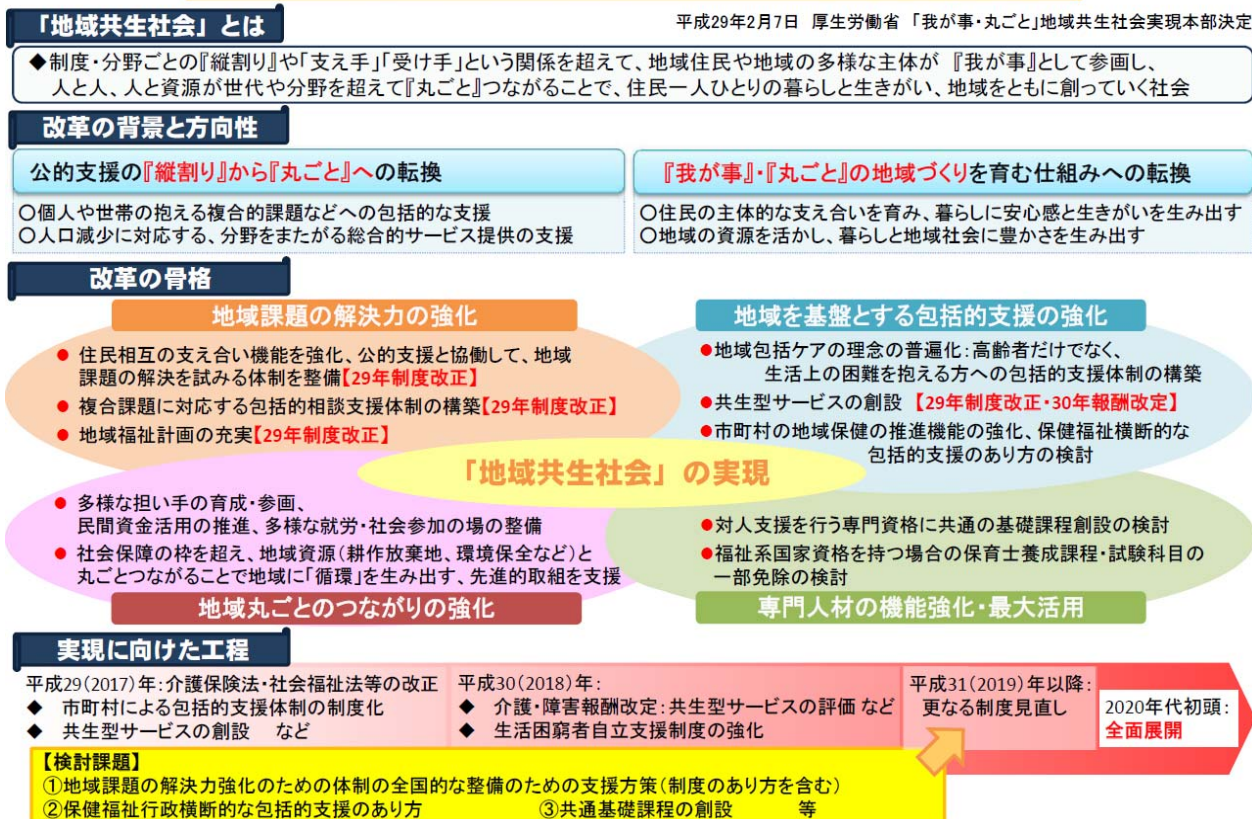
○ 国は、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民の暮らしと生きがいを地域とともに創る「地域共生社会」の実現を、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つを骨格として、改革を進めています。

○ これまで、圏域各市では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムが主に高齢者支援の分野で構築されてきました。団塊の世代が75歳以上となる2025年、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となる2045年に向けて、地域包括システム体制は更に深化しています。

○ 一方、障害者支援、子供・子育て支援、生活困窮者支援などの分野でも、それぞれのニーズに応じたサービス提供や支援の仕組みが整備されてきました。

○ こうした各制度や各分野における支援体制を連携させるとともに、複合的な問題を抱えた方や、支援を必要とする人全体に広げ、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化させることにより、地域包括ケアシステムは、地域共生社会を実現させるための仕組みとして機能していきます。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】



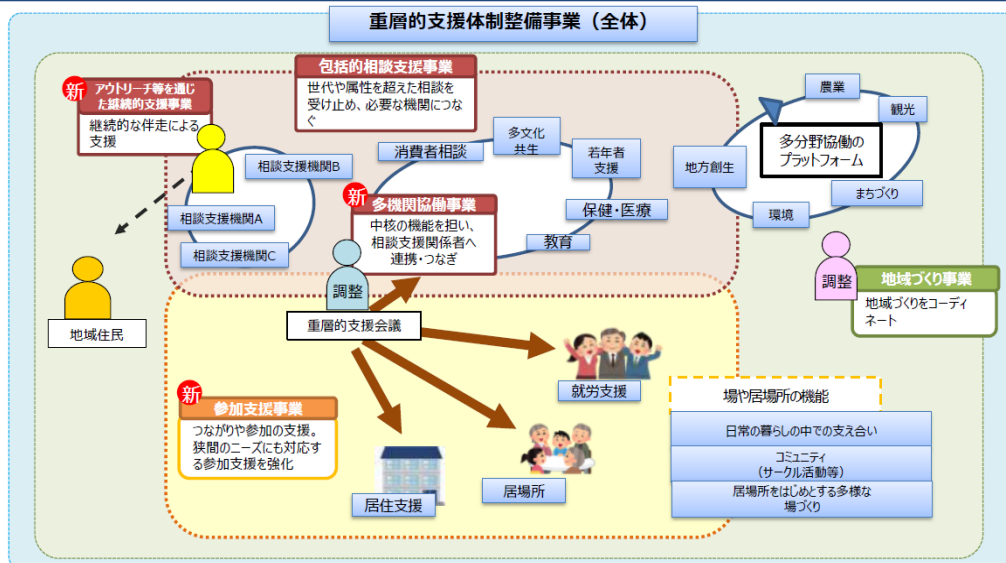
出典：厚生労働省ホームページ「地域共生社会」の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備

- 令和3年4月1日施行の改正社会福祉法では、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、地域共生社会の理念を実現することを目的とした重層的支援体制事業が創設されました。
- 重層的支援体制整備事業は、実施を希望する区市町村による任意事業として位置づけられ、令和5年度は全国で189自治体、東京都では12自治体で実施されています。国からの財政支援措置も行われており、実施自治体は増加傾向にあります。
- 重層的支援体制整備事業では、既存の枠組みは活かしつつ、従来の「相談支援」「地域づくりに向けた支援」に加え、新たに「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働事業」が加えられました。生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合う部分（重層的な部分）における協働がこれまで以上に機能すればより支援の可能性が広がる点に着眼し、そのための支援体制を整備するものです。
- 分野ごとに全く新たな取組を別々に行うのではなく、既存制度の制度間の仕切りは残したまま、それぞれの制度の壁を低くすることで、地域の様々な社会資源間のスムーズな連携を目指し、地域共生社会の基盤を更に強固することを目的としています。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につなぐことが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の闇を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制構築について」

今後の取組

保健・医療・福祉等多機関の連携を強化し、地域が一体となった地域共生社会の構築を推進します

市は、生涯を通じた健康づくり事業及び相談事業等に関して、保健福祉サービスと地域の医療機関、福祉事業者、学校等の教育機関など、様々な社会資源との連携による切れ目や隙間のない支援体制の構築を通じ、地域が一体となった地域共生社会の構築を目指します。

保健所は、医療、介護、福祉等の連携強化に向けて、地域の医師会等との連携や協力の下、公平・公正な立場からの調整機能を担います。また、地域共生社会の構築や、重層的支援整備事業等、多機関が連携した先駆的事例等について積極的に情報収集し提供するなどして、圏域の取組について支援します。

コラム

厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」について

厚生労働省では、地域共生社会の実現に向けた情報を広く周知するため「地域共生社会のポータルサイト」を開設しています。このサイトには、地域共生社会の実現に向けた取組の経緯、重層的支援体制整備事業、各自治体の取組事例、関係要綱、研修資料等についての情報が掲載されています。当圏域では、立川市、国分寺市の令和5年度重層的支援体制整備事業取組事例が掲載されています。（令和6年6月現在）



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」